

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議事第六十三号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よつて議事第六十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第八議事第六十六号福生本町排水区S一六ナ

の一工事請負契約を議題といたします。

本会に對して、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君)

御指名をいただきましたので議事第六十六号

福生本町排水区S一六ナの一工事請負契約につきまして提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

本件は、福生市に於て下水道計画に基づき、福生本町排水区のうち青梅線西側本町地区内の雨水を排除するための菅渠の敷正備でございます。福生本町排水区S一六ナの一工事を施行しようとするもので、その予定価額が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二條の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく提案を申し上げたものでございます。

それでは、本工事の概要につきまして説明を申し上げます。なお、別添にございます資料内図を御参照いただきたいと思います。

本工事は福生本町幹線の支線として施行するものでございまして、施工区間は本町ハ〇番地先の福生郵便局前より福生一〇四番地先の埼玉銀行前十字路までの延長二百三十二メートルでございまして、菅渠の内径は千五百ミリメートルを推進工法によりて実施するものでございまして、

次に契約の関係につきまして説明を申し上げます。

契約の関係につきましては本議事録に記載のとおりでございますが、目的といたしましては福生本町排水区S-16十号の工事。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。契約の金額は一億二百万円と相なっております。なお、この入札の経過につきましては裏面に添付してございます。資料のとおりでございますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に工期でございますが、契約確定の日から昭和六十二年三月二十日までと相なっております。契約の相手方は東京都千代田区三番町二番地、飛島建設株式会社、代表取締役社長 飛島 齊でございます。

以上、まことに雑駁でございますが、よろしく慎重御審議をちょうだいいたしました。原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(森田吉男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) すでに説明が委員会等であつたのかも知れないんですが、御承知のとおり大変交通繁華な所での工事です。多分推進法ですからどうか立坑を掘って進んでいくんだろうかと思うんですが、埼玉銀行の前の方から進む

ような形になるのかどうかを知りたいのと、どちらにしても、そういう考慮は十分にありたいと思いますけれども、日常交通の確保等についてはどのような形の配慮がなされているかを伺っておきたいと思つております。

○建設部長(森田 進君) 自席からお許しをいただきます。ただいまの二点の御質問にお答えしたいと思います。

まず一点の立坑の関係でございますが、立坑についてはお手元でございますが、資料の推進工法の一応実線が引かれている部分がございますが、その真ん中に丸印がございます。この所に立坑を掘って両方に一応推して工事を進めると、そういうふうな予定になっております。

それから埼玉銀行の前の工事についてはその後一応到達坑というふうな形で工事をしていきたい。そういう予定でございますが、確かに御指摘のように非常に交通量の多い幹線道路でございますので、その辺のところは警察の方と協議をいたしまして、立坑等については設置する予定でございますが、今の計画ですとこの真ん中の、いわゆる最初に推進を推すための一応立坑につきましては若干道路からよけて立坑を掘ると、そういう形を一応予定をしてございます。

失礼しました。一応この不線の中に立て坑を掘るわけでございますが、復興板等で交通渋滞等の問題については一応解消していきたい。特に工事期間中にセタ等があるわけでございますが、セタ等については十分復興板等で全面開通すると、そういうふうに一応予定で進めております。

○十二番(遠藤洋一君) よくわかりますし、よろしく願いましたんですが、今の一つだけ気になったのは、よけて穴を掘るといふことを言ったところがある。もう一つは、リしてあきたいと思っております。

○建設部長(森田治男君) 大変失礼しました。よけるというのは間違いでございまして、一応現在の道路の中で立て坑は掘らしていただくわけでございますが、できるだけ交通問題等については幹線道路でございますので十分一応配慮した形で警察等とも協議をいたしましてこの工事については進めていきたいと、そのように考えております。(了解と仰る者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第六十六号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と仰る者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。さうして議事第六十六号は、原案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) 日程第九議事第六十七号西住宅地区周辺排水路(推進部)の三工事請負契約を議題といたします。

本案について、提案不理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をちょうだいしましたので、議事第六十七号西住宅地区周辺排水路推進部の三工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

本件は御案内のとおり昭和五十三年度から西住宅地区周辺排水路の敷正偏として福生本所排水区及び瑞穂町石畑地区並びに羽村町武蔵野地区の雨水の排除をいたすための継続して実施している工事でございますが、本年度は

西住宅地区周辺排水路推進部との三工事を施行するというものでございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべし契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二十条の規定に基づきまして議会の御同意を得るべく提案申し上げたものでございます。

それでは本工事の概要につきまして説明を申し上げます。なお、本件につきましては別添の案内図を御参照いただきたいと存じます。

本工事の施行場所は瑞穂町石畑地区で、郡道一六六号線の一部と郡道の東側の部分でございます。延長は五百七十九メートルで、そのうち郡道部分は百十八・五メートルでございます。菅渠の内径は七百ミリメートルから九百ミリメートルを開削工法で行い、郡道より東側部分につきましては四百六十七メートルの延長でございます。菅渠の内径千五百ミリメートルから千三百五十二ミリメートルを推進工法で施工しようとするものでございます。

御参りまでに本排水路の整備の進捗状況について申し上げます。昭和五十九年度末においてでございますが、国道一六六号線部分のシルト工事の分は全部完了いたしております。石畑地区内の一部の整備ができております。

まず、本年度はこれを引き続いて上流に向かって施工しようとするものでございます。五十九年度末までの計画の全延長でございますが、五千九百メートルのうち約四千七百メートルが完成をいたしております。なお、本排水路は昭和六十一年度には全線完成を予定しております。

次に契約の関係について説明を申し上げます。

契約の関係につきましては本議案に記載のとおりでございますが、契約の目的が西住宅地区周辺排水路推進部との三工事。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。契約の金額が一億九千七百万円と相違しております。なお、入札経過につきましては裏面に添付してございます。資料のとおりでございますので御参りに供していただきたいと思います。

次に工期でございますが、契約確定の日から昭和六十二年三月二十日までと相違しております。契約の相手方は東京郡福生市志茂一六一番地、田村建設工業株式会社、代表取締役 田村誠一でございます。

なお、本件工事の発注に際しまして予算上の操作をいたしまして西住宅地区周辺排水路事業に計上いたしております。第二十二節の補償費が執行残

となることか明らかと相りましたのでそのうちの三百七十四円を工事費の方に充用
していただいたまゝして本工事の発注をさせていただいておりますので、あらかじめお言
ひおきをちょうだいしたいというふうに思っております。

以上、おことに雑駁でございましたが、慎重御審議を賜りまして原案とお
り御確定くだるようお願ひ申し上げ、説明にかえらせていただきます。

○議長(森田吉男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番(小野沢 久君)

二点ばかりお尋ねいたしますけれども、落札業者の現在の
しかり工事があると思ふんですけれども、何件あるのかどのくらいになっているか。また
しかり工事などのぐらゐの金額にいつたらその次の指名には入れないようになるのか、
一応規定があると思ふんですけれども、その辺の額をお願ひいたします。

もう一点、今回この十六社の指名入札でございますけれども、この十六社のうち
に当落生中において工事の実績のない業者が何社あるか、お願ひいたします。

○総務部長(浅見裕康君)

前段の關係につきましてお答え申し上げます。後段
については若干調査を必要としますので、申しわけありませんけれども、しばらく御猶

予をちょうだいしたいと思います。

まず、ただいま議案として御提案申し上げた契約の相手方については、現在
のころ実施中の工事というのはいくつございせん。それから一応現在受注している
業者が次の指名の機会を与えられる一つの状況といえます。もう一つは、その内規
約のものは一応八割程度、受注工事の以前にたまたま受注していた工事か
その程度完了したものとつては一応施工能力があるという判断によつて新たに
指名をするというよりは、相ひつております。これらについては若干工事の、何て
いふんですか、性質その他も含めましてある程度客観的な判断を立てて一応指
名委員会では判断をしているということもございまして、一応大まかな一つの、何てい
うんですか、協議上の原則としてはただいま申しましたような方法をとつており
ます。

それからあと、この指名された業者の中で市の工事をした実績のある業
者とそうでない業者とをいうようなことでございまして、若干、今調査をさ
せていたまゝですので、しばらく時間をちょうだいしたいというふうに思つており
ます。

よろしくお願い申し上げます。

○十三番(小野沢 久君)

ちよつとわかりにくいんですが、その八割程度の工事が完了したらそれは施工能力があるという説明だったと思うんですが、どうしますと例えば五本一遍に工事をやって二割終わっているところと三割終わっているところと九割終わっているところと、こういうふうないろいろ出してくるの、思うんですが、そういう場合の基準としては全体を合めて金額で八割に計算するのかな。多少いろいろある程度の、客観的というこの表現はして、すけれども、基準なりを設けてやっていないとすうと思ひますけれども、もう少しわかりやすく説明をしていただけますか。

○総務部長(浅見裕康君)

ちよつと要綱に基きまして御説明申し上げたいと思いますので、金額的な制限等もござりますので、それらを合めまして一応先ほど保留にしている部分も合めまして御答弁を申し上げたいと思ひますので、しばらく、済みません。お願いいたします。(休憩)と申す旨あり)

○議長(森田吉男君)

暫時休憩いたします。

午前十一時二十三分

休憩

午前十一時三十五分

開議

○議長(森田吉男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長(浅見裕康君)

貴重な時間、ロスいたしましたことと申しわけない次第でございます。深くおわびを申し上げます。

まず第一点の、今回指名をいたしました業者の中で若干百の——十口時代のことは、つまり申し上げられませんが、悲縮をござりますけど、最近における受注の現況からの判断でござりますけど、別表にござります十六社のうちの工事、をまた請け負っていない業者というのは株式会社青木建設、次、大木建設、それから佐藤工業、一つ飛びまして地崎工業、一つ飛びまして梅林建設と。この五社が市の工事を現実にはまだ請け負っていないというふうなことを思ひます。若干、昔あったかどうかというところについては、つまりしないうござりますけど、現在、私どもで一応確認した範囲でござりますので、よろしくお願いしたいと思ひます。それから、先ほど御答弁を申し上げましたけど、前段若干不穏当な客観的に判断というふうなことも合めまして御答弁を申し上げたんでござります。

ど一応この指名委員会における、いわゆる指名の基準、選定の基準について一応もう一度御答弁をさせて頂いたと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

一応、現在私どもで選定委員会の中で受注に付します機会を与えるかどうかという点についての、いわゆる選定の制限をいたしましては、同じ時期に二つ以上の工事を発注する場合、一応基本的には同一業者は選定した人だということになることになっております。ただし書きをいたしまして、市内業者につきましては別表中というのがございますけれども、それは後ほど御説明申し上げますけれども、それを超えない範囲内でそれ以上二つ以上の工事については選定することができるんだということ。これは、いわゆる施工能力等の一応の判断に基づくものでございます。

それからあと市外の業者については格付がAランクのもの、いわゆる通常大手と言われているような業者がほとんどウニに入るわけでございます。これについても同じような形で二つの工事までは市外の場合ですと選定できると。

それからあと、現に工事を前の何かの工事を請け負っていると、施工しているものについては残工事へかかってくる人だということが一応それを合算み

まして二つの範囲まで選定ができるということになります。

これらが一応選定の制限あるいはただし書きについてのこの運用でございます。

それで、その工事の関係につきましてはそれぞれ建築工事、それから土木工事というふうなことでまた分かれております。一応、金額的に先ほど申しました二つ以上の工事を請け負えるというふうなことの別表二に定める金額というのは、建築工事についての本体工事を、これは分離発注をするケースもござりますので、それぞれ分かれております。本体工事について三億円というところが一応制限になっております。それ以上の工事を受注している場合は当然除外されると。ただし書きの運用もそれなりのことでございます。

それから電気設備工事と給排水衛生設備工事、それから除湿温度保持工事、これについてはそれぞれ三千万円というふうな金額が一応制限金額に相なっております。それから土木関係の工事でござります。下水道工事が一億五千万円。それから道路工事について八千万円。それから公園その他の工事として同じく八千万円というふうな別表二に定める金額。この範囲の

中で一応選定をいたすと。

具体的に申しますと六千万の工事を請け負うる業者の場合、例えば下水道工事でございすけど、まだ残りが九千万ございすので、そういう範囲について一応指名を受けられるということに相なるわけでございす。

一応、そんなようなことで現在指名委員会では指名をいたしているということでございます。一応これが選定基準に基づきます一応私どもの方のほうの方でございす。よろしくどうぞお願い申します。

○十三番(小野沢 久君)

よくわかりました。そうしますと前段の説明とは違つてハ割程度という、あるいはまた客観的ということではなくて、今の要綱については説明のあった列表が大体基準になつてゐるといふ理解でよろしいんでしうか。

それと、もう一件、今五社ばかり実績のない業者があつたんですけれども、指名が十六社というところで何本かになりますと相当な業者数になるわけですが、それなりに実績のない業者も指名に入れていかなければならぬ実績はつかないわけでありすけれども、営業活動にそれだけ回つてゐると思ふんですね。その辺のところは指名の名に入れるときの多少の基準というか判断には影響してい

るのかどうかについて一点だけお願いいたします。

○総務部長(浅見裕康君)

こういつた工事に對していろいろな業者が確かに営業に参ります。一応、原則的にはその営業した場合の、いわゆる名刺

入れでございすけど、それを各関係の所へ窓口の、いわゆるカウンターの上でございすけれども、そこに置いておきましてそこで入れて歸つていただくというふうなことを一応基本にいたしております。若干中へ入つて名刺を置いて歸るといふような業者もいないことはございす。これについてはその都度そういう注意はいたしてゐる人でございすけど、そういうことで営業活動をしております。

私どもにおいてはやはり若干そういう何ていふんですか、實際指名参加を出し放して一切後中側に余り、余りよりもほとんど顔を覚えてないというふうな業者も実はございす。

そういうことでやはり若干名刺がないというふうなことで印象が薄いという嫌いはございす。ただ、それは一応指名しないんだというところは一切ございす。必要に応じてその業者の実績等、勘案しながら指名委員会において決定

するというケースがございます。

以上でございますが、よろしく願います。(「要望」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 小野沢 久君。四回目になりますので……

○十三番(小野沢 久君) ひとつ要望をさせてもらいます。

東京都の場合は工事についての工事用指定、指名の何ていうのか申し込
みを受けているケースがあるんですけども、こういう方法もひとつ検討をした
らどうかという気もするんですけども、何かの機会に検討していただきますよ
うにお願いをいたしておきます。

○十二番(遠藤洋一君) 今回の入札のときの指名基準というところ、それを伺っ
ておきたいと思うんですけども、今部長の説明、小野沢さんの説明の中に、
今、市外においてもAランクというように、それは二つ目。市内の業者につきま
してこのAランクというのがあるのかなというのを一つと、それから先ほどから資料を
見ておいていただいておりますけれども、指名の競争しているような業者というの
は大体少ないところで常盤工業というのが資本金二・五億というの、これは破格と少
ないわけですね、大体はあのところでも百億を超すような、言ってみれば大企業、
大企業

というのが多いですね。

それで、今回入札をした結果、落札をした田村建設工業というのが資本金
一億の会社でして、それから随分資本金としては小さい会社だなということか
あります。

多分、今の市内別表というところに相当するんだろうと思うんですけども、指
名の基準というのは、市内業者につきましては別の基準を設けているのではない
かという印象があったんですけども、そのところの説明を受けたいと思います。
言ってみれば一億を超すような仕事で資本金一億の会社が落札をするというの、
ちょっと普通の市民感情としては腑に落ちないところかなと思います。まあ、
大きいところで大きい工事をするんじゃないんだけれど、しかし、それは市内業者の別表
ではないかというふうに思っているんですけども、そのところはどのようなことになっ
ているかということ、指名の基準ですね、伺っておきたいと思うんですけども……

○総務部長(浅見裕康君) ランクとしてはA、B、C、Dの四つに一定格付をしてお
ります。それらが当該工種とか建築種とか、そういうことでそれぞれが資格です
ね。いわゆる資本金も含まれますし、いわゆる実績ですね、工事をやっている受注

だと、さういふようなものを東京都の基準と同じ基準をつくりまして点数を出すわけです。

それで当中の場合はAランクは百十点以上という一点点数になっております。Bの場合は七十点だと。以下四十五、四十五点未満というように分かれております。一応ほとんど大手と称されるところは当然百十点以上に相なっております。多いところは三百点、五百点というような点数になる。資本金の多いということですね。

一応、当中の中内における業者のランクでございすけど、土木関係については実績的に下水道関係の仕事が多いいということでもやはりさういふことからの計算が相当上位につきまうのでAランクに近い、あるいはAランクの業者というように業者と相なりております。

それで地元につての一応選定の一つの格付の基準といたしまして、地元においては格付の直近の上位です。例えばBランクの場合はAランクまでというように、さういふ一応上げて指名ができるというように相なりております。（「なるほど」と呼ぶ者あり）さういふ地元業者の月成というものが、さういふことも議会側から御

指摘、御指導等もさういふことでございすので、さういふことで一応実施をしております。ただ、この場合やはりさういふ形でランクはAだから指名するということについてはやはり実質的な施工能力、Aといつてもさう上位はAではないと、なかなか施工上さうと不安であろうというように、これも全くないことはございす。さういふものについてはやはり指名委員会の中で十分協議いたしまして指名するというケースもございす。特に相当難易度の高い国庫補助事業等については若干ながら経験豊富なおところで、やはり中として会計検査院等の指摘がないように、これは市の信用問題になりますので、さういふ配慮は時に行われるということも事実でございす。一応基本的にはただいま申し上げましたような格付による指名をしております。さういふことが実態でございす。

○十二番（遠藤洋一君）　なるほど、よくわかりました。つまり、あれですね、地元の業者とつきまして、地元育成ということがあるのでBランクの仕事をする場合に直近です。さういふことですね。Cの業者でも回つていくということになる。

さうしますと今回の一億九千七百万円の工事に関しては、今回の受注者というものはBランクであるというふうに理解をして構わぬ人だらうと思ひます。その